

令和 8 年 9 月版

富士吉田市宿泊税に係る F A Q

令和 8 年 9 月

FAQ（よくある質問）

- 1 宿泊税について - 4 -
 - Q1-1 宿泊税とはどのような税ですか。 - 4 -
 - Q1-2 宿泊税を導入する理由を教えてください。 - 4 -
 - Q1-3 宿泊税の税率はいくらですか。 - 4 -
 - Q1-4 宿泊者だけに課税される理由を教えてください。 - 4 -
 - Q1-5 税率、課税対象等が変更されることはありますか。 - 5 -
 - Q1-6 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいです。宿泊料金に応じた税率や免税点を設けたほうが良いのではないのでしょうか。 - 5 -
 - Q1-7 納められた宿泊税はどのように活用されますか。 - 5 -
 - Q1-8 特別徴収義務者について教えてください。 - 5 -
- 2 宿泊について - 6 -
 - Q2-1 課税対象となる「宿泊」の定義を教えてください。 - 6 -
 - Q2-2 課税対象とならない宿泊はありますか。 - 6 -
 - Q2-3 キャンセルされた場合の宿泊税の取り扱いについて教えてください。 - 6 -
 - Q2-4 宿泊税は年齢に関係なく課税されますか。 - 7 -
 - Q2-5 宿泊施設の利用形態がいくつかありますが、課税対象となるかどうかの判断基準、また、対象となる場合の計算方法を教えてください。 - 7 -
 - Q2-6 宿泊施設の種類に対する宿泊税の判断基準・計算方法を教えてください。 - 8 -
 - Q2-7 宿泊方法にも種類がありますが、判断基準・計算方法を教えてください。 - 8 -
 - Q2-8 「宿泊日」の考え方について教えてください。 - 10 -
 - Q2-9 施設のみを利用する場合の取り扱いについて教えてください。 - 10 -
 - Q2-10 ペットの宿泊は課税対象となりますか。 - 10 -
 - Q2-11 富士吉田市民の方が宿泊する場合、課税対象となりますか。 - 10 -
 - Q2-12 領収書に宿泊税の表示をしないといけませんか。 - 10 -
- 3 課税免除について - 11 -
 - Q3-1 修学旅行等で課税免除となる条件を教えてください。 - 11 -
 - Q3-2 修学旅行等の事前準備（下見）は、課税対象となりますか。 - 11 -
 - Q3-3 その他の学校行事とはどのようなものですか。 - 11 -
 - Q3-4 大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税対象となりますか。 - 12 -
- 4 徴収について - 12 -
 - Q4-1 宿泊税の徴収方法について教えてください。 - 12 -
 - Q4-2 ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。 - 12 -

- Q4-3 宿泊税に係るキャッシュレス手数料の取扱いについて教えてください。..... - 12 -
- Q4-4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうすればいいですか。..... - 13 -
- Q4-5 旅行業者は特別徴収義務者ではありません。この場合、お客様から宿泊税相当分の金額を預かって、宿泊事業者に支払っても問題ないですか。..... - 13 -
- Q4-6 リーフレット等の広報物は、何か国語に対応していますか。..... - 13 -

5 特別徴収義務者（経営者）申告について - 14 -

- Q5-1 旅館業の許可された人物と実質的な経営者が異なる場合、実質的な経営者が特別徴収義務者として指定を受ける方法を教えてください。..... - 14 -
- Q5-2 特別徴収義務者として行わなければならないことはどのようなものがありますか。... - 14 -
- Q5-3 これから宿泊施設を経営する予定です。どのような手続きが必要ですか。..... - 14 -
- Q5-4 複数の宿泊施設を一元管理していますが、まとめて経営申告することは可能ですか。.. - 15 -
- Q5-5 宿泊施設を休止（廃止）します（した）。どのような手続きが必要ですか。..... - 15 -
- Q5-6 経営申告した内容が変更となりました。どのような手続きが必要ですか。..... - 15 -
- Q5-7 旅館業の許可は市外の本店が行い、私は市内にある支店の経営をしています。この場合、特別徴収義務者となるのは誰ですか。..... - 16 -

6 申告と納入 - 16 -

- Q6-1 申告と納入は毎月行う必要がありますか。..... - 16 -
- Q6-2 宿泊がない月でも申告が必要です。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。..... - 16 -
- Q6-3 申告納入の特例の適用要件を教えてください。..... - 17 -
- Q6-4 申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額」が120万円の根拠について教えてください。..... - 17 -
- Q6-5 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。..... - 17 -
- Q6-6 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「申告事項変更届出書」を提出したのですが、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。- 17 -
- Q6-7 月計表について教えてください。月計表に記載された人数はどのように確認するのですか。また、宿泊者数がゼロであることが多いのですが、全ての日にちの記載箇所「ゼロ」が必要でしょうか。..... - 18 -
- Q6-8 振込手数料はかかりますか。..... - 18 -
- Q6-9 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。..... - 18 -
- Q6-10 郵便等を利用して納入申告書を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。..... - 19 -
- Q6-11 各種申告書等の電子データを送付してください。..... - 19 -
- Q6-12 電子申告・電子納入の方法を教えてください。..... - 19 -

7 その他 - 19 -

- Q7-1 宿泊税の徴収は消費税や入湯税との二重課税ではないですか。..... - 19 -
- Q7-2 宿泊税は売り上げに含まれますか。..... - 20 -
- Q7-3 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入期限について教えてください。..... - 20 -
- Q7-4 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。..... - 20 -
- Q7-5 宿泊約款で宿泊税についてどのように記載するのが良いのでしょうか。..... - 20 -
- Q7-6 既に施行日以降の宿泊代をいただいている宿泊者からも徴収する必要がありますが、税を徴収する際の振込手数料はどうすればいいですか。..... - 20 -
- Q7-7 特別徴収事務交付金はいつ交付されますか。..... - 20 -
- Q7-8 宿泊税を導入した後に既に経営しているにもかかわらず、特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応について教えてください。..... - 21 -
- Q7-9 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要はありますか。..... - 21 -
- Q7-10 宿泊税を徴収しない場合などの罰則について教えてください。..... - 21 -

1 宿泊税について

Q1-1 宿泊税とはどのような税ですか。

A 宿泊税は、富士吉田市が独自に課税する法定外目的税です。

宿泊税は、富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力を高め、地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する観光施策に要する費用に充てるため、富士吉田市が独自に課税する地方税（法定外目的税）です。

※法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県・市町村が課することができる税です。（地方税法第5条、第731条）

Q1-2 宿泊税を導入する理由を教えてください。

A 観光施策に要する経費に充てる安定的な財源確保のためです。

世界文化遺産・富士山の玄関口として多くの観光客が訪れる本市において、来訪者の受入環境整備や、富士山麓の豊かな自然・文化によってもたらされる観光資源の磨き上げ、国内外への情報発信の充実などにより、さらなる来訪者の増加を図る施策に要する経費に充てるための安定的な財源とするためです。持続可能な観光地づくりを推進するため、来訪者の増加と観光地として質の向上を図ることで、本市の魅力がより一層向上し続ける好循環の形成を目指します。

Q1-3 宿泊税の税率はいくらですか。

A 宿泊者1人1泊につき200円です。

Q1-4 宿泊者だけに課税される理由を教えてください。

A 観光行動のうち、最も課税対象を把握しやすいためです。

観光振興財源を求める対象については、「富士吉田市宿泊税導入検討審議会」において、応益負担の考え方にに基づき、旅行者に対し一定の負担を求めることが適当であるとの考えが示されており

ます。これを受け、富士吉田市では、旅行者が行う観光活動（宿泊、公共交通機関の利用、飲食等）のうち、最も課税対象者を把握しやすい宿泊行為に対して課税することとしました。

Q1-5 税率、課税対象等が変更されることはありますか。

A はい。5年ごとに制度を見直し、必要があれば税率等を改正します。

市長はこの条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（富士吉田市宿泊税条例附則第5条）

Q1-6 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいです。宿泊料金に応じた税率や免税点を設けたほうが良いのではないのでしょうか。

A できるだけ公平で簡素な制度にするため、税率区分を設けていません。

宿泊料金が異なる場合であっても、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないという応益負担の考え方と、「富士吉田市宿泊税導入検討審議会」の、「事業者の事務負担が課題とならないよう配慮すること。」の意見を参考とし、できるだけ公平で簡素な制度とするため、宿泊料金に応じた税率区分を設けず、定額の税率設定としました。

Q1-7 納められた宿泊税はどのように活用されますか。

A 富士吉田市の観光資源の魅力向上策に活用します。

富士吉田市は宿泊税を活用して、「観光資源の魅力向上」「富士山の文化や歴史の磨き上げ」「旅行者の受け入れ環境の充実」「滞在時間を延ばす施策」「国内外への情報発信」という5つの使途に沿った取組みに活用していきたいと考えています。来訪者に対して地域一体となって取り組む質の高いおもてなしにより、本市のブランドイメージを向上させ、また再訪したいと感じていただけるような環境づくりを目指してまいります。

Q1-8 特別徴収義務者について教えてください。

A 富士吉田市内の宿泊事業者（ホテル・旅館・民泊等）の経営者です。

特別徴収義務者とは、富士吉田市内で営業を行う旅館業又は住宅宿泊事業の経営者（旅館業の許可、住宅宿泊事業の届出をした方）です。ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定できる場合があります。

2 宿泊について

Q2-1 課税対象となる「宿泊」の定義を教えてください。

A 宿泊料金が発生している、または日をまたぐ6時間の利用があるもの。

課税対象となる「宿泊」の判断基準は、原則として以下のとおりです。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであり、宿泊料金が発生している。
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用で料金が発生しているもの。

＜旅館業法の許可が必要な宿泊＞

以下4点の条件をすべて満たす宿泊施設の利用である。

- ・宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、または使用期限が1か月以上であつても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

Q2-2 課税対象とならない宿泊はありますか。

A あります。具体的には次のとおりです。

- 1, キャンセルとなりキャンセル料が発生しない場合。
- 2, 無料で宿泊させる場合。

Q2-3 キャンセルされた場合の宿泊税の取り扱いについて教えてください。

A 契約上「違約金」か「宿泊料金」かで取り扱いが異なります。

キャンセル料が発生しても、契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。この場合、宿泊税を事前に徴収しており、宿泊税を返金することになった際は、宿泊事業者から宿泊者に返金してください。

一方、キャンセル料を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊料金とみなし、仮に宿泊しなかった場合であっても、宿泊税が課税されます。この場合、宿泊税を現地徴収としているなど、宿泊税を徴収していない場合は、振込みなど何らかの方法で宿泊税を徴収してください。

Q2-4 宿泊税は年齢に関係なく課税されますか。

A 宿泊料金がかからない場合を除き、年齢に関係なく課税されます。

宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、1人1泊につき200円の宿泊税が宿泊数に応じて課税されます。ただし添い寝など宿泊料金がかからない場合については、宿泊税はかかりません。

Q2-5 宿泊施設の利用形態がいくつかありますが、課税対象となるかどうかの判断基準、また、対象となる場合の計算方法を教えてください。

A 判断基準・計算方法は以下のとおりです。

連泊：連泊の場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

（例）1人3泊した場合 1人×200円×3泊＝600円

日帰り：日帰りの場合、基本的に宿泊税はかかりません。ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は、「宿泊」として扱いますので、宿泊税が課税されます。

- ①その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、以下2点の条件をすべて満たす宿泊施設の利用であるもの
 - ・利用料金が発生していること。
 - ・利用時間が日をまたぐ6時間以上であること。

サブスクリプション方式の宿泊：

実際の宿泊行為がない場合は課税対象となりません。ただし、宿泊があった場合や日をまたぐ6時間以上の使用で料金を課している場合は、課税対象となります。

観光目的でない宿泊：

宿泊者の方は宿泊以外にも、移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、宿泊者が受益する行政サービス等の程度に変わりはないと考えられることから、宿泊者の目的によらず、一律の税率で課税し公平性の確保をすることとしております。

休憩：利用方法が休憩であっても契約上宿泊として取り扱う場合は宿泊となり、宿泊税の課税対象となります。

また、休憩の場合は、利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるものかどうかで判断しますので、例えば以下の場合について、

- (1) 23時から翌5時までの休憩契約
- (2) 23時から翌3時までの休憩契約
- (3) 13時から20時までの休憩契約

それぞれ、(1)は日をまたぐ6時間以上の利用になるので課税されます。

(2)は日をまたいでいますが、6時間以上の利用ではないので課税されません。

(3)は6時間以上の利用ですが、日をまたいでいないので課税されません。

なお、(1)～(3)いずれも休憩契約ではなく、宿泊契約である場合は(1)～(3)いずれであっても日帰りの項目①に該当し、課税対象となります。

Q2-6 宿泊施設の種類に対する宿泊税の判断基準・計算方法を教えてください。

A 判断基準・計算方法は以下のとおりです。

ウィークリーマンション：

短期賃貸借契約については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらな
ない場合は課税対象となりません。旅館業法に該当する宿泊の場合は課税対象となり
ます。この場合、宿泊料金は契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した
額となります。

自社向けの研修施設：

研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、社会性がある等旅館業法に該当する施設であれ
ば宿泊税の対象となります。

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約でない旅行
行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は課税対象と
なります。

キャンプ場：

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式テントをお客様が設置す
る場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。

ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は、宿泊
税が課税されます。

なお、1棟貸しの場合などで人数に関わらず宿泊料金が設定されている場合であって
も、宿泊人数に応じた宿泊税がかかります。

カプセルホテル：

旅館業法上の「簡易宿所」に該当することから、宿泊税の課税対象となります。

Q2-7 宿泊方法にも種類がありますが、判断基準・計算方法を教えてください。

A 判断基準・計算方法は以下のとおりです。

2人で予約し、宿泊税を事前徴収していたが、実際に宿泊したのは1人だった場合

実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくことになります。このため、キ
ャンセルとなった方の宿泊税は課税されません。

旅行会社添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合

宿泊料金を徴収していないことから、宿泊税は課税されません。

従業員や登山ガイドが業務のために宿泊した場合（金銭の授受がある場合とない場合）

金銭（宿泊料）の授受がある場合、宿泊税が課税されます。金銭（宿泊料）の授受が
ない場合、旅行会社添乗員と同様に、宿泊税は課税されません。

就学児が1名の場合は無料（添い寝）で、2人目は宿泊料金を徴収している場合

宿泊税の課税対象となる宿泊は宿泊料金を伴うものです。よって、未就学児2名のうち1名は添い寝無料なので宿泊税は課税されませんが、もう1名は宿泊料金が発生しているため、宿泊税の課税対象となります。

5泊したら1泊無料キャンペーンや無料宿泊券で宿泊した場合

宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金が掛からない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

例：5,000 円×5泊＋0円×1泊となった場合の宿泊税は以下のとおりです。

$$(200 \text{ 円} \times 5 \text{ 泊}) + (0 \text{ 円} \times 1 \text{ 泊}) = 1,000 \text{ 円}$$

ポイントサービスを利用した場合

宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします（宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取り扱いとします。）。

例：宿泊料金 10,000 円のところ、宿泊施設の経営者が自社のポイントサービスにより、全額値引きした。＝ 宿泊料金は0円なので、宿泊税は課税されません。

旅行者、カード会社等の宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。

例：宿泊料金 10,000 円のところ、宿泊予約サイトのポイントを 10,000 円分利用し、全額値引きした。＝ 宿泊料金はポイント利用前の 10,000 円なので、宿泊税 200 円が課税。

グループの会員プログラムで無料宿泊をする場合で、宿泊者は無料で、会員プログラムを運営する本部より宿泊代が償還される場合

宿泊料金が発生していることから、宿泊税が課税されます。

「施設利用料」や「入館料」「シーツ代」として料金を徴収している場合

宿泊料金とは宿泊の対価のことをいい、どのような名称であっても、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

ただし、低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税は課税されません（立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合のみ。）。

形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収していて、乳児、幼児を無料としていない場合

旅館業法・住宅宿泊事業法のいずれの法律でも宿泊者名簿の備付けが義務付けられていることから、「1室」「1棟」単位で料金を設定している場合であっても、宿泊料金がかかる人数分の宿泊税が課税されることとなります。

なお、富士吉田市宿泊税条例においても、特別徴収義務者となる宿泊施設の宿泊事業者に対し、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類の保存を義務付けています。

Q2-8 「宿泊日」の考え方について教えてください。

A 宿泊施設へ到着した日を「宿泊日」として取り扱ってください。

ただし、これによることが困難な場合（チェックインが0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。

令和9年4月1日チェックアウト分までは課税されませんが、令和9年4月1日チェックイン分から課税されます。令和9年3月31日チェックイン、令和9年4月2日チェックアウトの連泊の場合は、1泊分の宿泊税がかかります。

Q2-9 施設のみを利用する場合の取り扱いについて教えてください。

A 施設のみを利用する場合には原則宿泊税はかかりません。

ホテル内のプールやレストラン、会議室等施設のみを利用する場合

施設利用のみの場合は課税対象になりません。

団体宿泊に伴い、会議室を客室として提供する場合

会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となります。

Q2-10 ペットの宿泊は課税対象となりますか。

A ペットは人ではないことから、課税対象になりません。

Q2-11 富士吉田市民の方が宿泊する場合、課税対象となりますか

A 課税対象となり、宿泊税がかかります。

市内居住者であっても、観光施策の受益があること、また居住地によって課税対象から除外することが税の公平性の観点から困難という考え方から宿泊税の課税対象となります。

Q2-12 領収書に宿泊税の表示をしないといけませんか。

A 領収書には宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

日本語表記『宿泊税』 英語表記『Accommodation Tax』

なお、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ宿泊料金が消費税及び地方消費税の課税対象となることがありますので、ご注意ください。

また、宿泊税の多言語表記は以下の記載で統一してください。領収書の記載例については、「宿泊税特別徴収事務の手引」23 ページをご覧ください。

3 課税免除について

Q3-1 修学旅行等で課税免除となる条件を教えてください。

A 「学校等行事であることの証明書」の提出が必要です。

修学旅行等の学校行事に伴う宿泊は課税を免除することとしており、次の者が在籍する施設から「学校等行事であることの証明書」が提出された場合、学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び※引率者の宿泊税の課税が免除されます。

※引率者：児童等の引率を行う学校・施設の関係者や、心身の傷病等により介助を必要とする児童等の対応を行う看護師や保護者のことをいい、添乗員やカメラマンは課税免除の対象とはなりません。

対象施設：幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

※後日課税免除対象外であると判明した場合は、宿泊施設から不足分の宿泊税について請求を行うこととなります。

※宿泊施設におかれましては、証明書の提出の有無をもって課税免除についてご判断ください。

Q3-2 修学旅行等の事前準備（下見）は、課税対象となりますか。

A 事前準備は課税対象となります。

課税免除は限定的に取り扱う必要があるとの観点から修学旅行等の事前準備（下見）については、児童、生徒等が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはなりません。

Q3-3 その他の学校行事とはどのようなものですか。

A 教育課程における学校教育活動が主な学校行事です。

学校長等が証明する教育課程における学校教育活動が主な学校行事となります。具体的には、宿泊研修、社会科見学、林間学校、遠足、部活動における合宿等ですが、学校長の証明書の提出をもって課税免除の対象となるかどうか判断します。

Q3-4 大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税対象となりますか。

A 大学は課税免除対象施設とならないため、課税対象となります。

4 徴収について

Q4-1 宿泊税の徴収方法について教えてください。

A 特段の定めはありません。徴収しやすい方法で徴収してください。

特別徴収の方法について、特に定めはありません。先行都市の例では以下の方法が考えられますが、各特別徴収義務者の徴収しやすい方法としてください。

現地払い：精算時に宿泊料金と宿泊税を受領する。

事前決済：予約時に宿泊料金と宿泊税を受領する。

宿泊料は事前決済、宿泊税は現地払い：

予約時には宿泊料金のみを受領し、現地で宿泊税を受領する

Q4-2 ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。

A 特段の定めはありません。徴収しやすい方法で徴収してください。

ネット予約、無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくことになりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。

Q4-3 宿泊税に係るキャッシュレス手数料の取扱いについて教えてください。

A 手数料は事業者の負担となりますが、交付金制度を創設予定です。

宿泊者が宿泊料金を電子決済で支払いした際に、事業者から決済業者に手数料を支払う必要がある場合、その手数料は宿泊事業者と決済業者の契約に基づくものとなりますので、その手数料は事業者の負担となります。

ただし、宿泊税の徴収には、様々なコストが事業者に生じることから、その一部を報償するための交付金制度を設ける予定です。

Q4-4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうすればいいですか。

A できるだけトラブルとならないよう、広報媒体を用意します。

宿泊税の周知不足がトラブルの原因として考えられることから、市のホームページや多言語ポスター、リーフレットなどの広報媒体を利用して広報に努めてまいります。広報媒体は事業者様にもお配りいたしますので、予約時、チェックイン時の説明等のタイミングで周知にご協力願います。

また、宿泊者とトラブルになるケースとして、OTA で旅行代金を事前決済し、宿泊税を現地精算としているケースにおいて、宿泊者が OTA で宿泊税を含めた旅行代金を支払ったと誤解しているケースが多いと聞いております。

このトラブルを避けるため、本市ホームページにジャンプできるよう、宿泊税専用のバナーを制作いたしましたので、ご活用ください。

また、トラブル回避の方法として、宿泊税は現地精算であることを可能な限り事前決済時に伝えておくことや、OTA で宿泊税を含めて決済をすることも考えられます（ただし、宿泊税を含めて決済する場合の手数料は宿泊施設の負担となります）。

それでも宿泊税をお支払いいただけなかった場合、法令では特別徴収義務者である宿泊事業者が富士吉田市に納入した上で、納税拒否した宿泊者に求償することになります。

特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方団体は必要な援助をしなければならないとされておりますので、本市にご相談いただきながら対応することとなります。

Q4-5 旅行業者は特別徴収義務者ではありません。この場合、お客様から宿泊税相当分の金額を預かって、宿泊事業者にお支払っても問題ないですか。

A 旅行業者の方が預かり、宿泊事業者にお支払いいただけます。

旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、宿泊事業者にお支払いいただくこともできます。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいは宿泊施設に宿泊する際に払っていただくかは、旅行業者、宿泊事業者の間で取り決めていただくことになります。

Q4-6 リーフレット等の広報物は、何か国語に対応していますか。

A 日本語を含め、4 か国（5 種類）の言語に対応しています。

広報物は「英語」「韓国語」「中国語＜簡体＞」「中国語＜繁体＞」の翻訳を掲載しておりますので、そちらでご案内をお願いします。

その他の言語の場合は、ポスター、チラシ等の QR コードを読み取っていただき、市のホームペ

ージをご案内ください。スマートフォンの翻訳機能を用いることで、宿泊税について知っていただくことができます。

5 特別徴収義務者（経営者）申告について

Q5-1 旅館業の許可された人物と実質的な経営者が異なる場合、実質的な経営者が特別徴収義務者として指定を受ける方法を教えてください。

A 実質的経営者である旨の申立書を提出してください。

宿泊税の特別徴収義務者は、原則として宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）ですが、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の徴収に便宜を有する方を市長が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。

特別徴収義務者として富士吉田市からの指定を受ける必要がある場合は、まずその事情を税務課市民税担当に相談した上で、以下の書類を提出してください。

- ・実質的経営者である旨の申立書
- ・許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等
- ・宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）

※契約書面等で確認ができる場合は不要

提出後、指定の必要性を検討した上で、必要性がある場合は実質的な経営者に対して指定の通知をします。

Q5-2 特別徴収義務者として行わなければならないことはどのようなものがありますか。

A 特別徴収義務者の義務としての主なものは次のとおりです。

- ・宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収する義務
- ・徴収した宿泊税の申告と納入をする義務
- ・帳簿の備付け及び保存、書類の作成及び保存をする義務など

Q5-3 これから宿泊施設を経営する予定です。どのような手続きが必要ですか。

A 宿泊税に関する手続きの概要は、以下のとおりです。

- ・旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出の手続（※）を終える。
- ・経営申告書を経営開始日の前日までに税務課市民税担当へ提出する。
- ・宿泊者から宿泊税を徴収する。
- ・徴収した宿泊税について、納入申告書を税務課市民税担当へ提出する。

- ・納付書等により金融機関の窓口等で納入する。
 - ・作成した帳簿・書類を条例で定められた期間保存する。
- ※旅館業の許可等と並行して経営申告書の提出を行うことも可能です。

Q5-4 複数の宿泊施設を一元管理していますが、まとめて経営申告することは可能ですか。

A 原則施設ごとの申告ですが、条件によってまとめることができます。

- ・経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する場合。
 - ・経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない場合。
- ※合算申告をする際は、申告納入期限の特例の適用要件を合算後の要件で適用しますので、ご注意ください。

Q5-5 宿泊施設を休止（廃止）します（した）。どのような手続きが必要ですか。

A 以下の書類を準備いただき、期限までに届出が必要です。

一か月以上休止する場合：休止の前までに提出してください。

- ・宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書
- ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）又は休止を確認できる書類（「旅館業諸変更届出書」等）

廃止の場合：廃止から10日以内に提出してください。

- ・宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書
- ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）

※なお、いずれの場合であっても、休廃止の日までに徴収した宿泊税は休廃止の日から1か月以内に申告納入をする必要があります。

Q5-6 経営申告した内容が変更となりました。どのような手続きが必要ですか。

A 速やかに変更の申告を行ってください。

特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地又は住所の変更等）の場合

- ・（法人の場合）履歴事項全部証明書（写）
- ・（個人の場合）マイナンバーカード（写）又は通知カード（写）等の本人であることが確認できる書類

宿泊施設・旅館業法等の許可等に係る変更の場合

- ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は変更の事実を確認できる書類等

書類送付先に係る変更の場合

- ・変更の内容が確認できる書類

その他の変更の場合

- ・変更の内容が確認できる書類

Q5-7 旅館業の許可は市外の本店が行い、私は市内にある支店の経営をしています。この場合、特別徴収義務者となるのは誰ですか。

A 旅館業法の許可を受けている市外の宿泊施設を営んでいる方です。

ただし、実質的には富士吉田市の営業管理者が宿泊税を徴収する事務を行うことになるかと思いますので、経営申告書の書類の送付先及び連絡先として富士吉田市の宿泊施設を指定いただければ、指定いただいた宿泊施設に書類の送付・連絡をいたします。

なお、問の例の場合、市外の宿泊施設も市内の宿泊施設も同一法人であるため、実質的経営者である旨の申立書を提出する必要はありません。

6 申告と納入

Q6-1 申告と納入は毎月行う必要がありますか。

A 原則申告と納入は毎月行う必要があります。

宿泊税の申告納入を適正に行っていただくことや他の税目でも特別徴収義務者から毎月納入していただく制度となっていることから、宿泊税においても、原則申告納入は毎月行う必要があります。ただし、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が富士吉田市に申請することにより申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、3か月分をまとめた年4回（6月、9月、12月、3月）の申告納入期限にすることができます。

Q6-2 宿泊がない月でも申告が必要ですか。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。

A 宿泊者が0人の場合でも申告は必要ですが、納入の必要はありません。

適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した納入申告書の提出をお願いします。ただし、宿泊行為がない月は納入していただく宿泊税はないため、納入書を金融機関等に持っていく必要はありません。

Q6-3 申告納入の特例の適用要件を教えてください。

A 以下の要件を満たす場合、特例の適用を受けることができます。

- (1) 申請書提出前 12 月間における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が 120 万円以下であること。
- (2) 条例第 10 条第 3 項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から 1 年を経過していること。
- (3) 要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- (4) 要件適用期間において、市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (5) 申請月の 12 月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、条例第 8 条第 1 項の申告書を提出していること。
- (6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

※施設の立地等により、市長が特に認める場合には、これとは別に特例の適用を受けることができます。

Q6-4 申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額」が 120 万円の根拠について教えてください。

A 一定以上の宿泊税の納入確保による施策の継続を前提としています。

比較的規模の小さい宿泊施設を特例要件の対象とする必要があります。総定員数 20 人以下を比較的規模の小さい宿泊施設とし、それらの施設が 1 年間に納入する宿泊税を試算すると 120 万円以下となるため当該金額を要件としています。

Q6-5 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。

A 初年度は特別徴収義務者宛に 1 年分を送付いたします。

2 年目以降につきましては、ホームページからダウンロードしていただけるよう準備を進めております。

Q6-6 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「申告事項変更届出書」を提出したのですが、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。

A すでに送付している書類を使用させていただいて問題ありません。

名称、所在地又は住所、施設名称の変更の場合はこちらで読み替え対応いたしますが、二重線で訂正していただけますと助かります。

Q6-7 月計表について教えてください。月計表に記載された人数はどのように確認するのですか。また、宿泊者数がゼロであることが多いのですが、全ての日にちの記載箇所「ゼロ」が必要でしょうか。

A 申告書と月計表の内容を突合します。「0円」の場合、月計表は不要です。

月計表は、申告する月の宿泊者数を日ごとにまとめていただくものです。納入申告書と、月計表に記載された日付毎の宿泊数の合計を確認します。

日の宿泊者数が「ゼロ」の場合は空欄で構いません。また、その月において一人も課税対象となる宿泊者がいなかった場合、納入申告書に「0円」と記載いただいたうえで申告いただく必要がありますが、月計表の添付は不要です。

Q6-8 振込手数料はかかりますか。

A 市の指定金融機関で納めていただく場合、手数料はかかりません。

ただし、電子納付の場合は、地方税共同機構に対して、指定金融機関以外から振り込む場合には振り込む金融機関に対して手数料がかかります。

Q6-9 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。

A 延滞金や加算金が課される可能性があります。

納期限後に納入申告書の提出があった場合については、不申告加算金が課せられる場合があります。

納期限までに宿泊税額を納入していただけなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課される場合があります。

また、特別徴収事務交付金は納期内納入額に対してお支払いします。そのため、納期限にお支払いが間に合わなかった場合は、交付金をお支払いすることができません。

Q6-10 郵便等を利用して納入申告書を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。

A 原則、市役所に届いた日が申告日となります。

ただし、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。（※信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等を利用した場合は市役所への到達日が申告日となります。）

Q6-11 各種申告書等の電子データを送付してください。

A 市のホームページ（税ナビ）に掲載しています。



右の QR コードからアクセスいただき、必要に応じてダウンロードをお願いします。

Q6-12 電子申告・電子納入の方法を教えてください。

A eLTAX による申告が可能です。



詳細につきましては、eLTAX のホームページをご確認ください。

7 その他

Q7-1 宿泊税の徴収は消費税や入湯税との二重課税ではないですか。

A 宿泊税の徴収は、二重課税ではありません。

二重課税とは一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税であり、宿泊税は地方税であるため同種の税ではありません。入湯税に関しても税の種類が異なることから、同種の税ではありません。

【参考】複数の税がかけられている事例

ガソリン：ガソリン税、石油税、消費税

たばこ：たばこ税、たばこ特別税、市町村たばこ税、都道府県たばこ税、消費税

酒：酒税、消費税

また、宿泊税の課税対象は宿泊料金を伴うものですが、消費税（地方消費税）は宿泊料金に含まないため、二重課税とはなりません。また、宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので、不課税取引に該当し消費税はかかりません。

Q7-2 宿泊税は売り上げに含まれますか。

A 宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売り上げに含まれません。

Q7-3 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入期限について教えてください。

A 実際に宿泊があった月の翌月に申告納入をお願いいたします。

Q7-4 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。

A 簡易宿所の営業許可を受けている場合も毎月申告が必要になります。

なお経営をしていない時期があれば、「宿泊施設営業休止／再開／廃止届出書」を税務課市民税担当までご提出ください。

Q7-5 宿泊約款で宿泊税についてどのように記載するのが良いでしょうか。

A 特段の指定はありません。

宿泊税について記載していただく場合は、宿泊税の対象となる宿泊の定義や税率についてご記載ください。

Q7-6 既に施行日以降の宿泊代をいただいている宿泊者からも徴収する必要がありますが、税を徴収する際の振込手数料はどうすればいいですか。

A 振り込み手数料は、納税義務者（宿泊者）の負担となります。

または、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。

Q7-7 特別徴収事務交付金はいつ交付されますか。

A 前年の1年分を毎年5月から7月ごろに交付します。

毎年、3月宿泊分から翌年2月宿泊分の12ヶ月を算定期間とし、4月下旬から5月上旬にかけて、案内を送付予定です。申請期限は6月末日です。申請受理後、随時振込処理を行います。

Q7-8 宿泊税導入日以降、既に経営しているにもかかわらず、特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応について教えてください。

A 登録を行っていない場合でも、市が指名することがあります。

市内で宿泊施設を営業している方は登録を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。営業許可権者である県と協力し、現地調査等を実施した結果、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者として指名するとともに、特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導いたします。

また、調査により申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、市が税額を決定し、納入いただきます。その際は、不申告加算金等の加算金も課されます。

Q7-9 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要はありますか。

A 不要と言われる宿泊者には領収書をお渡しする必要はありません。

なお、領収書をお渡しする場合は、宿泊税の名称とその金額の表示をお願いします。

Q7-10 宿泊税を徴収しない場合などの罰則について教えてください。

A 以下のとおりです。

帳簿等の保存義務に関する罰則

条例の定めにより、帳簿、書類の保存義務に違反した者について、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなります。(市宿泊税条例第20条)

宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合

地方税法上罰則が設けられております。(地方税法第733条の21第2項)特別徴収義務者に科される罰則等については、市税をはじめ、県税においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されています。

宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合

地方税法上罰則が設けられていませんが、宿泊税が納税されない場合は、地方税法上、特別徴収義務者(宿泊事業者)が市に納入した上で、納税拒否をした納税義務者(宿泊者)に求償する規定が地方税法に設けられています。(地方税法第733条の15第2項、第3項)

